



山形県公報

平成23年9月9日(金)
第2276号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……901
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……902
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……903
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) ……904
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森 林 課) ……905
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……909
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……910
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………911
- 政治団体の解散……………913
- 資金管理団体の指定……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……914

## 告 示

### 山形県告示第753号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| た ぶ の 木 薬 局       | 酒田市亀ヶ崎七丁目1-33       | 平成23. 7. 1 |

|                 |                  |        |
|-----------------|------------------|--------|
| さ つ き 薬 局       | 酒田市亀ヶ崎三丁目2-5     | 同      |
| さ く ら 薬 局       | 酒田市相生町二丁目5-43    | 同      |
| ひ ら た 町 調 剤 薬 局 | 酒田市砂越字粕町100-1    | 同      |
| 青 木 医 院         | 西村山郡河北町西里539番地の7 | 同      |
| さ い と う 歯 科 医 院 | 鶴岡市上山添字神明前137番地  | 同 8. 1 |

## 山形県告示第754号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地       | 廃止年月日       |
|-----------------|------------------|-------------|
| 岡 田 医 院         | 山形市松見町16-24      | 平成23. 3. 31 |
| た ぶ の 木 薬 局     | 酒田市亀ヶ崎七丁目1-33    | 同 6. 30     |
| さ つ き 薬 局       | 酒田市亀ヶ崎三丁目2-5     | 同           |
| さ く ら 薬 局       | 酒田市相生町二丁目5-39    | 同           |
| ひ ら た 町 調 剤 薬 局 | 酒田市砂越字粕町100-1    | 同           |
| 青 木 医 院         | 西村山郡河北町西里539番地の7 | 同           |

## 山形県告示第755号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類              | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------------|----------------------------|----------------|------------|
| あゆみケアセンター             | 訪問介護<br>介護予防訪問介護<br>居宅介護支援 | 山形市印役町四丁目2番18号 | 平成23. 7. 1 |
| 株式会社蔵王サプライズ 庄<br>内営業所 | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具<br>貸与   | 酒田市卸町四番地の1     | 同          |

|          |                     |                  |   |      |
|----------|---------------------|------------------|---|------|
| 宅老所 じんまち | 通 所 介 護             | 東根市神町西三丁目4番62号   | 同 | 8. 1 |
| 茶ろん 松桂   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 寒河江市大字寒河江丙2052番地 | 同 | 8.22 |

## 山形県告示第756号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

株式会社福祉のひろば 鶴岡営業所  
鶴岡市稲生二丁目39番4号

## 2 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |                  | 変更年月日      |
|------------------|------------------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後            |            |
| 株式会社福祉のひろば 鶴岡出張所 | 株式会社福祉のひろば 鶴岡営業所 | 平成19. 6. 1 |

| 指定介護機関の所在地   |               | 変更年月日      |
|--------------|---------------|------------|
| 変 更 前        | 変 更 後         |            |
| 鶴岡市大山三丁目7番9号 | 鶴岡市稲生二丁目39番4号 | 平成19. 6. 1 |

## 山形県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------------------|---------------|----------------|------------|
| 高柳整形外科クリニック ケアプランセンター | 居 宅 介 護 支 援   | 山形市十日町三丁目7番22号 | 平成23. 7. 1 |

**山形県告示第758号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
株式会社フレアス  
山形市あさひ町19番13号 Sビル101
- 届出の内容

| 指定施術機関の名称       |          | 変更年月日      |
|-----------------|----------|------------|
| 変 更 前           | 変 更 後    |            |
| 株式会社ふれあい在宅マッサージ | 株式会社フレアス | 平成23. 7. 1 |

**山形県告示第759号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 変更に係る管理規程の名称  
最上堰頭首工管理規程
- 管理規程の変更の概要  
計画取水量及び取水量の項目の見直しを行った。
- 認可年月日  
平成23年8月29日
- その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第760号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町溝土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 高 橋 文 男 | 酒田市遊摺部甲10番地 |

## 山形県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字鶴子字鴻ノ沢外三1376-48、1376-49、1376-90
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字鶴子字鴻ノ沢外三1376-91、字鴻ノ沢1377-39、1377-40
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字八幡山2202-68、2202-69、字大田2202-106、2202-110
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字岩山2094-2
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字八ッ峯2202-1

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字八ッ峯2202-15、2202-66、2202-122

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字森岡山2095-2、2095-4

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字牛房野字湯舟沢2204-16

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字牛房野字湯舟沢2204-17

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字牛房野字高野2202-11、字鍋倉2202-107

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字富山元矢越字馬坂398-2

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

## 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

尾花沢市大字富山元矢越字馬坂405



- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字富山元矢越字矢越沢298

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字母袋字サヤド倉山881

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字母袋字サヤド倉山929-2

- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）



- 16 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字母袋字サヤド倉山886
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字母袋字サヤド倉山884
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字鶴子字大坂1163-1から1163-3
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年9月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                              |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 路 線 名   | 米沢高畠線                        |
| 2 | 供用開始の区間 | 米沢市大字梓川字道下536番から<br>同 530番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成23年9月9日                    |

**山形県告示第763号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市竹田地域、東田川郡庄内町提興屋地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年8月30日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（道路計画）

**山形県告示第764号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市楸ノ町地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年6月18日から平成23年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（土地区画整理事業出来形確認測量）

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第46号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年9月9日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 伊藤みさお後援会  | 伊藤豊清   | 影沢裕之     | 新庄市大字飛田518-5      | 平成<br>23. 3. 8 |
| ほりかわ政美後援会 | 堀川政美   | 石井一夫     | 東村山郡中山町大字長崎65番地   | 同<br>5. 18     |
| 伊藤はじめ後援会  | 影澤須暢   | 岸 守      | 最上郡戸沢村大字名高1593-82 | 同<br>7. 4      |
| 荒川健一後援会   | 荒川国昭   | 荒川幸男     | 最上郡戸沢村大字名高958番地   | 同<br>7. 5      |
| なべくら竹志後援会 | 垂石豊太郎  | 高橋正良     | 東村山郡山辺町大字山辺2006-2 | 同<br>7. 8      |
| グループ「天の風」 | 志田泰久   | 土屋光三     | 天童市長岡2764         | 同<br>7. 11     |

|                                      |         |         |                            |           |
|--------------------------------------|---------|---------|----------------------------|-----------|
| 遠藤まゆみと山辺を元気にする会                      | 遠 藤 真由美 | 峯 田 真由美 | 東村山郡山辺町山辺2871-13           | 同<br>7.13 |
| きざわ良一後援会                             | 木 沢 良 一 | 柏 倉 丈 夫 | 天童市中里3-8-31 丸光ア<br>パートC-5号 | 同<br>7.19 |
| 茂木こうゆう後援会                            | 佐 藤 豊 彦 | 村 山 光 男 | 天童市田鶴町1-3-17               | 同<br>7.26 |
| 荒木みちろう後援会                            | 佐 藤 英 一 | 安 彦 健 一 | 最上郡鮭川村曲川405-1              | 同         |
| 佐藤幸吉後援会                              | 日 塔 正太郎 | 奥 山 潔   | 西村山郡西川町大字間沢4番地<br>5        | 同<br>7.27 |
| 佐藤孝弘後援会                              | 佐 藤 孝 弘 | 奥 山 敏 一 | 山形市あかねヶ丘2-1-6              | 同<br>8.9  |
| 新しい幸せを語る会                            | 長 岡 壽 一 | 細 矢 則 雄 | 山形市七日町二丁目7番6号              | 同<br>8.26 |
| さとう孝弘を支援する<br>「わくわく未来・フレッ<br>シュ山形」の会 | 阿 部 孝 伸 | 奥 山 敏 一 | 山形市南栄町1-1-51               | 同<br>8.29 |

## 山形県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年9月9日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称           | 異動事項       | 内 容      |                   | 届出年月日           |
|-------------------|------------|----------|-------------------|-----------------|
|                   |            | 新        | 旧                 |                 |
| 自由民主党松山支部         | 代表者の氏名     | 後 藤 孝 也  | 斎 藤 康 広           | 平成<br>23. 4. 27 |
|                   | 会計責任者の氏名   | 田 中 廣    | 後 藤 孝 也           |                 |
| 自由民主党南陽支部         | 会計責任者の氏名   | 齋 藤 あさみ  | 殿 岡 和 郎           | 同<br>6. 24      |
| 自由民主党山形県支部<br>連合会 | 会計責任者の氏名   | 志 田 英 紀  | 今 井 榮 喜           | 同               |
| 自由民主党松山支部         | 主たる事務所の所在地 | 酒田市字片町53 | 酒田市白ヶ沢字池田通<br>105 | 同<br>7. 27      |
| 自由民主党酒田支部         | 代表者の氏名     | 菅 井 儀 一  | 佐 藤 弘             | 同<br>7. 29      |
|                   | 会計責任者の氏名   | 阿 部 ひとみ  | 市 村 浩 一           |                 |
| 自由民主党平田支部         | 会計責任者の氏名   | 菅 原 長 昭  | 堀 弥志男             | 同<br>8. 8       |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称        | 異動事項       | 内 容                    |                   | 届出年月日          |
|----------------|------------|------------------------|-------------------|----------------|
|                |            | 新                      | 旧                 |                |
| 鈴木あきお後援会耕援隊    | 政治団体の名称    | 鈴木あきお後援会耕援隊            | 鈴木あきお後援会          | 平成<br>23. 4. 1 |
| 阿部賢一後援会        | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡朝日町大字宮宿308の3番地     | 西村山郡朝日町大字四ノ沢西29-2 | 同<br>5. 9      |
|                | 代表者の氏名     | 白田金次郎                  | 川口幸次郎             |                |
| 鈴木あきお後援会耕援隊    | 主たる事務所の所在地 | 米沢市大町4丁目6番13号          | 米沢市大町4丁目6番18号     | 同<br>6. 3      |
|                | 代表者の氏名     | 佐藤秀司                   | 河野由一              |                |
| 山形県民社協会米沢支部    | 会計責任者の氏名   | 藤原 努                   | 星 秀 樹             | 同<br>6.23      |
| 夢 倶 楽 部        | 会計責任者の氏名   | 藤原 努                   | 星 秀 樹             | 同              |
| 伊藤みさお後援会       | 代表者の氏名     | 石山 豊                   | 伊藤 豊 清            | 同<br>6.28      |
| さいとう昭彦を励ます会    | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字大塚1123-2      | 東村山郡山辺町近江5番地の17   | 同              |
| 山形県商工青年政治連盟    | 代表者の氏名     | 清野 隆 博                 | 渡邊 重 信            | 同<br>6.29      |
|                | 会計責任者の氏名   | 齊藤 雄 一                 | 森 里 史             |                |
| 山形県社会保険労務士政治連盟 | 代表者の氏名     | 板垣 博 之                 | 土屋 講              | 同<br>6.30      |
| 税理士による鹿野道彦後援会  | 主たる事務所の所在地 | 山形市旅籠町一丁目10番28号 杉本ビル2F | 山形市城西町四丁目15番12号   | 同<br>7.19      |
|                | 代表者の氏名     | 本越 満                   | 信夫 隆 男            |                |
|                | 会計責任者の氏名   | 兼子 和 伴                 | 井上 伸 一            |                |
| 山形県税理士政治連盟     | 代表者の氏名     | 信夫 隆 男                 | 高梨 英 吉            | 同              |
| 明るい酒田市民の会      | 会計責任者の氏名   | 尾沼 馨                   | 荒生 陽 子            | 同<br>7.28      |
| 安部喜一後援会        | 代表者の氏名     | 安部 龍 一                 | 宇佐美 次 雄           | 同<br>8. 1      |
|                | 会計責任者の氏名   | 安部 良 子                 | 宇佐美 安 男           |                |
| 高橋孝夫後援会        | 会計責任者の氏名   | 飯澤 実                   | 嶽本 邦 丸            | 同<br>8.18      |
| 川合たけし後援会       | 会計責任者の氏名   | 山田 博                   | 本木 滋 太            | 同<br>8.19      |
| 市民のための市民の会     | 代表者の氏名     | 高橋 文 夫                 | 中村 松 太郎           | 同              |
|                | 会計責任者の氏名   | 塚原 淳 也                 | 柏田 勝 次            |                |

|           |        |         |         |           |
|-----------|--------|---------|---------|-----------|
| 新しい幸せを語る会 | 代表者の氏名 | 設 楽 作 巳 | 長 岡 壽 一 | 同<br>8.30 |
|-----------|--------|---------|---------|-----------|

## 山形県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年9月9日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称 | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日   |
|---------------|-------------|-------------|
| 岡田みきお後援会      | 鈴 木 静 夫     | 平成23. 5. 25 |
| 松沢洋一後援会       | 佐 藤 忠 吉     | 平成23. 6. 24 |
| 高橋か一郎はげます会    | 中 村 一 雄     | 平成23. 6. 30 |
| 相田もりぞう後援会     | 市 川 行 雄     | 平成23. 7. 6  |

## 山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成23年9月9日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称       | 主たる事務所の所在地                | 代表者の氏名  | 届出年月日       |
|---------|---------|-----------------|---------------------------|---------|-------------|
| 遠 藤 真由美 | 山辺町議会議員 | 遠藤まゆみと山辺を元気にする会 | 東村山郡山辺町山辺2871-13          | 遠 藤 真由美 | 平成23. 7. 13 |
| 木 沢 良 一 | 天童市議会議員 | きざわ良一後援会        | 天童市中里3-8-31<br>丸光アパートC-5号 | 木 沢 良 一 | 同 7. 19     |
| 佐 藤 孝 弘 | 山形市長    | 佐藤孝弘後援会         | 山形市あかねヶ丘2-1-6             | 佐 藤 孝 弘 | 同 8. 9      |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年9月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 はんどめいど糸蔵楽

(2) 代表者の氏名

飯野 美世枝

(3) 主たる事務所の所在地

東田川郡三川町大字横山字大正1番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅障害者及び一般就労の困難な方に対して就労や自立訓練等の場を提供し、生活の自立と豊かな人間形成を図り、もって障害者福祉、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院医療情報システムネットワークの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年9月9日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）

(2) 日時 平成23年10月18日（火）午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県立新庄病院医療情報システムネットワーク 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成24年1月31日（火）

(4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内

(5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(8)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(9)から(12)までに掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。



- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 過去5年以内に、対象の調達と同規模以上の調達を受注した実績があることを証明できること。ただし、当該実績は次に示す条件以上のものに限る。
- イ 医療情報システムネットワークの整備においては、400床以上の一般病床を有する病院での実績があること。
- ロ 付帯する電算室に係る電気設備の整備においては、1件名で2000KVA以上の規模の整備の実績があること。
- (8) 2の(1)の調達に関し、確実に遂行できる体制を整備することを証明できること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(6)までの要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(7)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体として(8)の要件を満たしていること。
- (12) 共同企業体は自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課情報企画係 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(7)並びに(8)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(10)から(12)に係る事項を証明する書類。（以下「証明書等」という。))を平成23年10月7日（金）午後2時までに山形県立新庄病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Medical information system networks : 1set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. October 18, 2011
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525



平成23年9月9日印刷  
平成23年9月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形 (631)2057 (631)2056